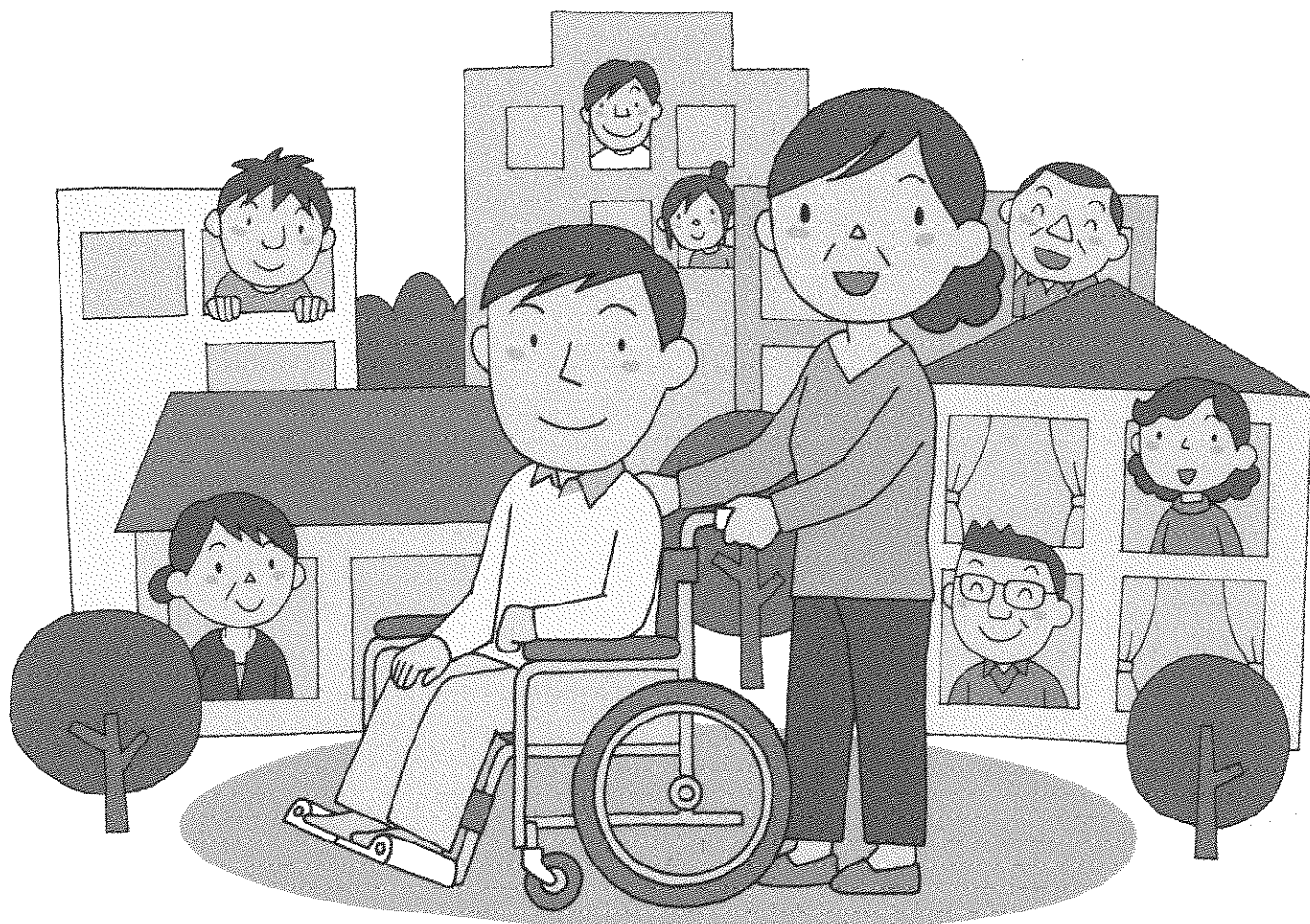


みんなで
防ごう

しょうがいしゃぎやくたい
障害者虐待

だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう



「障害者虐待防止法」をご存じですか？

障害者への虐待は、絶対にあってはならないことです。虐待は、特定の人や特定の家庭や場所で起こるものではありません。どこの家庭でも起こるかもしれないのです。本人が気づかぬうちに虐待している、また、虐待を受けている人も虐待を受けているという認識がないために被害を訴えられないことも多いのです。虐待をもっと身近な問題としてとらえ、個人として、また社会として予防や早めの対応に努めなければなりません。障害者虐待防止法には、虐待に気づいた人の通報義務も定められています。「見て見ぬふり」は、虐待を許しているのと同じことです。みんなで協力して、だれもが安心して暮らせる社会をつくりましょう。

ふくしま けん
福島県

障害者虐待防止法とは？

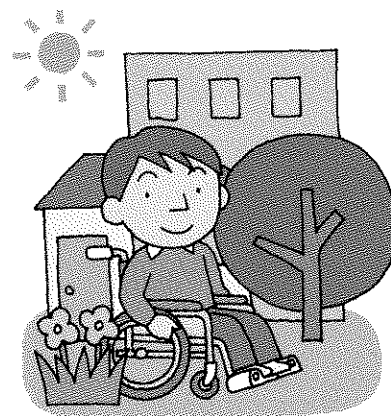
障害者の尊厳を守る法律

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障害者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障害者とは

次のような障害のある人（18歳未満の人も含む）が障害者虐待防止法の対象となります。

身体障害者	主に手や足、目、耳、内臓機能などに障害があり、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
知的障害者	主に先天的また出生のときなどに脳が障害を受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
精神障害者 (発達障害を含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能の障害で、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
その他	心身の障害や社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人。



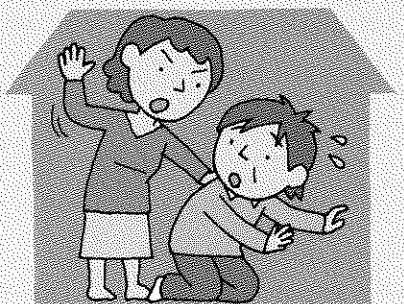
※ 障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障害者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

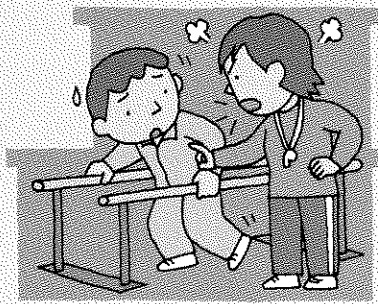
養護者による 障害者虐待

障害者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



障害者福祉施設 従事者等による 障害者虐待

障害者福祉施設や障害福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による 障害者虐待

障害者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。

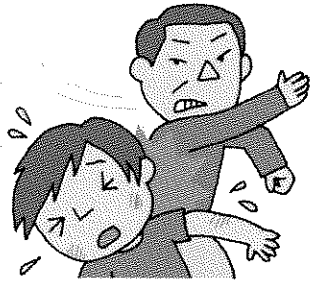


こんなことは虐待になります！

障害者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

① 身体的虐待

障害者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

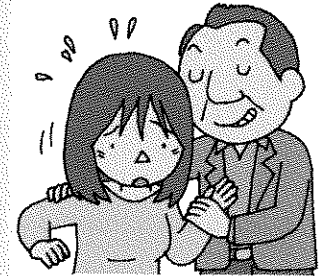


例えば

- 平手打ちにする ● 殴る ● 蹴る ● つねる
- 縛りつける ● 閉じ込める ● 不要な薬を飲ませる など

② 性的虐待

障害者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。



例えば

- 性交 ● 性器への接触 ● 裸にする ● キスをする
- 障害者にわいせつな話をする、映像を見せる など

③ 心理的虐待

障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。

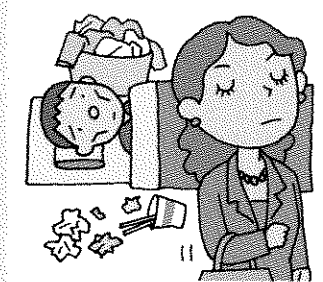


例えば

- 怒鳴る ● ののしる ● 悪口を言う ● 仲間に入れない
- 子どもあつかいする ● わざと無視する など

④ 放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障害者の心身を衰弱させること。



例えば

- 十分な食事を与えない ● 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせない など

⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに障害者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障害者に理由なく金銭を与えないこと。



例えば

- 年金や賃金を渡さない ● 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない など

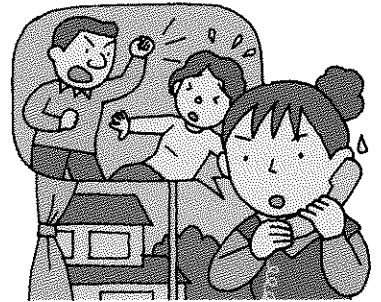
セルフネグレクトとは？

障害者本人が、自らの生活や健康などをそのような状態のままで放置している場合があります。これをセルフネグレクト（自己による放任）といいます。①～⑤の虐待と同様に、周囲からの積極的な支援が必要となります。

虐待を見逃さないことが 大切です

虐待を見つけたらすみやかに通報してください

障害者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに市区町村の担当窓口へ通報してください。虐待をなくすためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障害者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながるのです。



障害者虐待に気づくためのチェックリスト

※ 複数の項目に当てはまる場合は、虐待の疑いがそれだけ濃いと判断できます。また、これらはあくまで例なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと考えず、似たようなサインにも注意深く目を向ける必要があります。

【身体的虐待のサイン】

- 体に小さな傷がしばしばみられる。
- 太ももや二の腕の内側、背中などに傷などがみられる。
- 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- 頭、顔、頭皮などに傷がある。
- お尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 施設や職場へ行きたがらない。
- 傷やあざの説明のつじつまが合わない。
- 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
- おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。
- 自分で頭をたたく、急に泣き出すことがよくある。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 医師や保健、福祉の担当者に話す内容がつじつまが合わない。

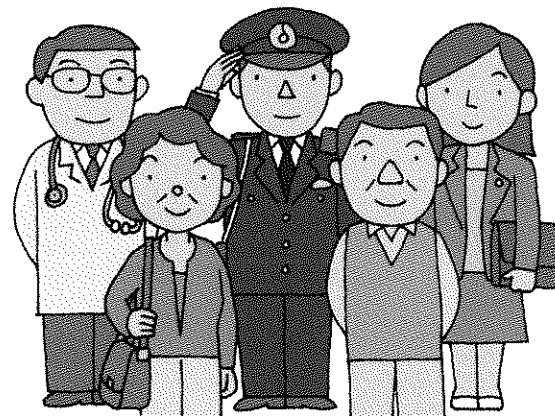


【性的虐待のサイン】

- 不自然な歩き方をする、ずっと座ってられない。
- 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- 性器の痛み、かゆみを訴える。
- 急におびえたり、こわがったりする。
- 周囲の人の体をさわられるようになる。
- 卑猥な言葉を発するようになる。
- ひとと目を避け、ひとりで部屋にいたがるようになる。
- 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 性器を自分でよくいじるようになる。

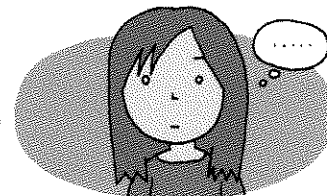
虐待を早期発見するために

虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されていても障害者がSOSを出さなかったりするケースがよくあります。そのため虐待を早期に発見するには、小さなサインを見逃さないことが大切です。地域の住民や家族会、障害福祉関係者、警察、弁護士、医療機関などで協力し、日ごろから障害者を取りまく環境を注意深く見守ることができるネットワークづくりを目指しましょう。



【心理的虐待のサイン】

- かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。
- 無力感、あきらめ、なげやりの様子になる、表情がなくなる。
- 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- 体重が不自然に増えたり、減ったりする。
- 体を小さく縮める。
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
- 食欲の変化が激しい、過食や拒食がみられる。
- 自分で自分の体を傷つける行為がみられる。



【放棄・放任のサイン】

- 体から異臭、髪の毛の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常。
- ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる。
- 部屋から異臭、部屋がひどく散らかりゴミを放置している。
- 病気やけがをしても家族が受診を拒否、受診をすすめても行っていない。
- ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツや下着。
- 学校や職場に出てこない。
- 体重が増えない、お菓子しか食べていない、ほかではよく食べる。
- 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない。

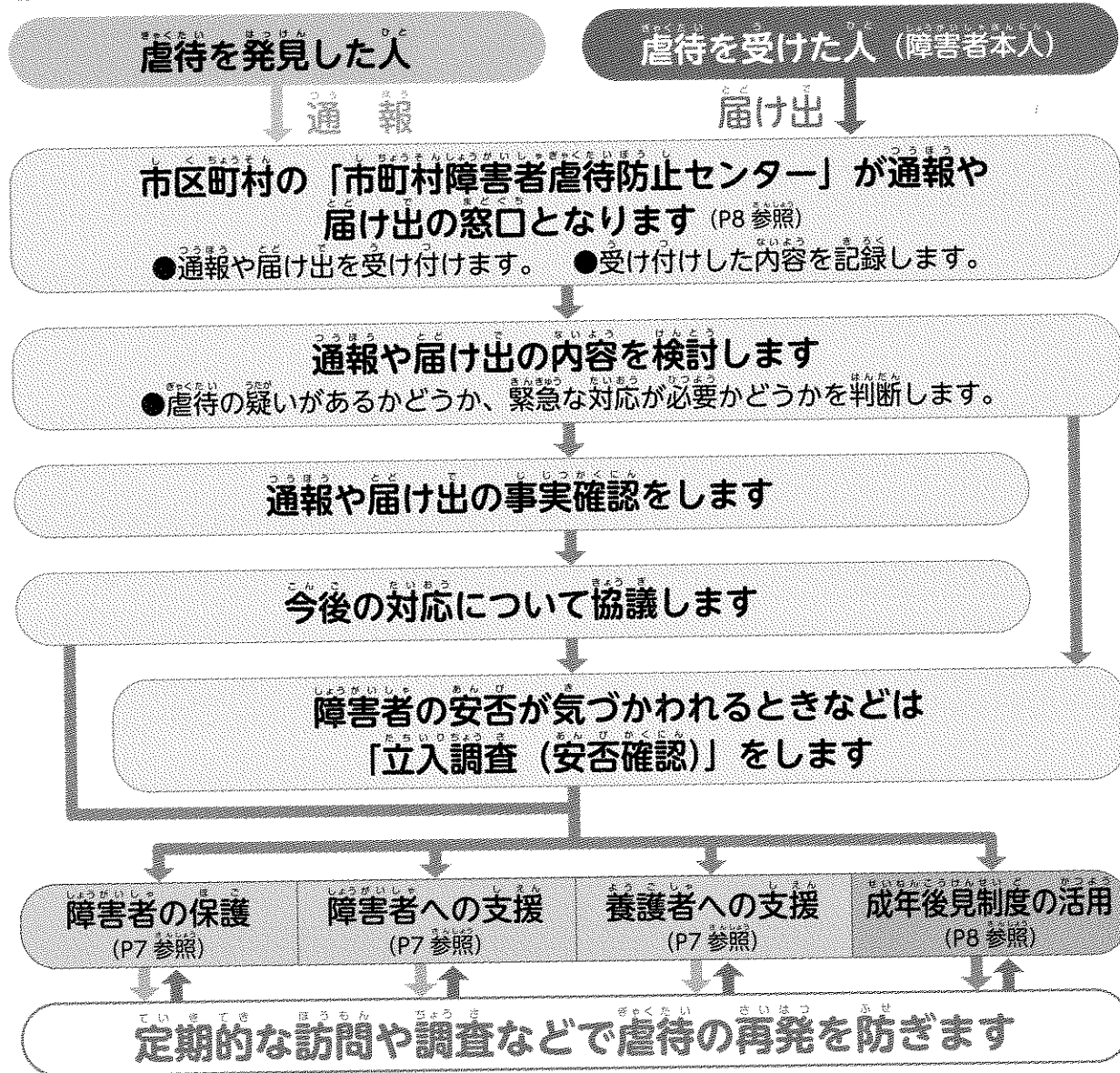
【経済的虐待のサイン】

- 働いて賃金を得ているはずなのに身なりが貧しい。
- サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- お金を使っている様子がみられない。
- もっている資産と生活状況との落差が激しい。
- 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- 親が本人の年金を管理し遊びや生活費に使っているように思える。
- 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。

虐待の通報・届け出からの 対応

虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障害者本人からの届け出には、市区町村が中心となって対応します。命などにかかわるような緊急事態もあるので、まずは障害者の安全を最優先に考えます。そして、障害者を支援しながら、家族など虐待する側の支援体制も整えていきます。

障害者虐待への対応（養護者による虐待の場合）



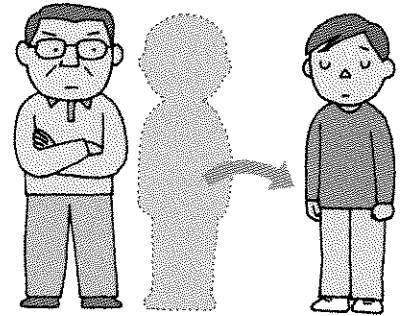
通報や届け出をした人の情報は守られます

虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市区町村の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをすることは禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けてもらえます。

「虐待される人」「虐待してしまっ人」の両方を救うために

障害者の保護（養護者との分離）

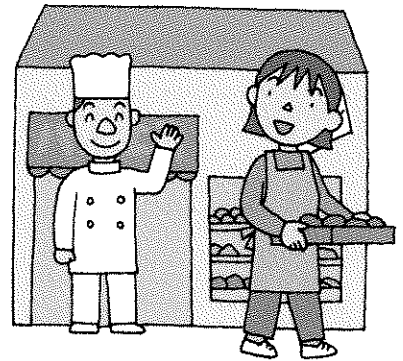
障害者の命などにかかわる緊急事態には、安全確保のために障害者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障害者と養護者との面会を制限することもあります。



障害者への支援

障害者を養護者から保護する必要がない場合でも、次のような支援が行われます。

- 地域で自立した生活ができるように居住の場の確保や就業の支援
- 適切な障害福祉サービスの利用を促進する支援
- 医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援



養護者への支援

障害者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障害など要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者が虐待者にならないために

〈介護の負担を軽くする〉

障害者の短期入所など障害福祉のサービスの利用で、養護者の障害者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

〈知識や技術を増やす〉

障害に関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障害への正確な知識や情報などを提供する。

〈心のケアを大切にする〉

カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

〈状況に応じた専門的支援をする〉

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。

成年後見制度を活用しましょう

知的障害や精神障害などによって判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障害者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障害者を保護するために市区町村長の判断で利用をはじめることができます。



虐待の問題を抱え込まないでください！

虐待の防止や早期発見、適切な対応のために、さまざまな支援活動の体制が整えられています。ひとりで抱え込んだり、放置したりせず、地域社会の支援を受けながら虐待にかかわる問題を解決していきましょう。

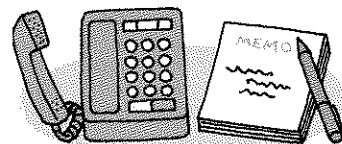


◆こんな支援が行われています

相談窓口	障害者虐待に関する相談は24時間・365日いつでもできます。
家庭訪問	虐待や虐待のおそれのある家庭へ相談支援専門員が訪問して支援をします。
保護体制	緊急な保護が必要なときに障害者を受け入れる支援をします。
カウンセリング	虐待を受けた障害者や虐待をした家族などは、医師などによるカウンセリングが受けられます。

「市町村障害者虐待防止センター」にご相談ください！

障害者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、市町村障害者虐待防止センターまでお寄せください。勇気をもって、障害者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。



「これって虐待かも……」と思ったら

- 家庭及び障害者福祉施設における虐待についての通報・届出・相談は、お住まいの市町村の障がい者虐待防止センター（別添一覧参照）へお願いします。
- 職場における虐待についての通報・届出・相談は、福島県障がい者権利擁護センター（別添一覧参照）までお願いします。

※現に、暴行されている等緊急に保護が必要な場合は110番、危篤な傷病がある場合は119番通報をしてください。

※この冊子は、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



ユニバーサルデザイン（UD）の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度		平成27年度			平成28年度	
1	件数	1件	1件	2件		3件			2件	
2	虐待の種別	身体的虐待	心理的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	性的虐待	経済的虐待	身体的、心理的、性的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	生活介護	生活介護	障害者支援施設	就労継続支援B型	障害者支援施設	障害者支援施設	障害者支援施設	生活介護	就労継続支援B型
4	虐待を行った従業員等の職種	生活支援員	施設職員等	生活支援員	生活支援員	相談支援専門員	相談支援専門員	サービス管理責任者	施設職員等	施設職員等
5	虐待に対して採った措置	県から施設へ改善計画の提出を求め、措置済み。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
相談・通報件数	37	35	44	36	64

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		平成29年度						平成30年度				
1	件数	6件						5件				
2	虐待の種別	身体的	身体的、心理的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待	身体的、心理的虐待	性的虐待	心理的虐待	心理的虐待	心理的	身体的、心理的、放棄放任	身体的虐待
3	虐待があった施設等の種別	障害者支援施設	療養介護	療養介護	生活介護	生活介護	放課後等デイサービス	児童発達支援、放課後等デイサービス	就労継続支援B型	児童発達支援	生活介護、施設入所支援	就労継続支援B型
4	虐待を行った従業員等の職種	施設職員	看護師	看護師	生活支援員	生活支援員	児童発達管理責任者	管理者	職業指導員	児童指導員	生活支援員	管理者
5	虐待に対して採った措置	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	平成29年度	平成30年度
相談・通報件数	69	38

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている

障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		令和元年度								令和2年度	
1	件数	8件								2件	
2	虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	療養介護	障害者支援施設	グループホーム	生活介護	障害者支援施設	生活介護	重度訪問介護	障害者支援施設	就労継続支援B型	障害者支援施設、自立訓練(生活)
4	虐待を行った従業員等の職種	看護師	生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	ヘルパー	生活支援員	職業指導員	生活支援員
5	虐待に対して採った措置	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。調査継続中。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及。	いわき市にて聞き取り調査に入り、事情を確認し、指定の一部効力停止処分が行われた。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和元年度	令和2年度
相談・通報件数	59	91

福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		令和3年度					
1	件数	6件					
2	虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待、放棄、放置
3	虐待があった施設等の種別	障害者支援施設	生活介護	療養介護	グループホーム	グループホーム	就労継続支援B型、グループホーム
4	虐待を行った従業員等の職種	生活支援員	生活支援員	看護師	生活支援員	管理者	管理者
5	虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出を指示した。(R5.6.21時点対応継続中)

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況
(単位:件)

年度	令和3年度
相談・通報件数	73

障がい者虐待防止に関する相談・通報・届出窓口

(令和4年12月1日現在)

市町村				市役所・役場以外の窓口		
市町村名	課名	電話番号		施設名等	電話番号	
		平日	夜間休日		平日	夜間休日
福島市	障がい福祉課	024-525-3746	024-535-1111	ふくしま基幹相談支援センター (ふくしま障害者虐待防止センター)	024-592-2025	024-592-2025 (留守番電話)
二本松市	福祉課	0243-55-5113	090-3123-2075	福島県あだち地域相談センターあだたら (あだち地方虐待防止センター)	090-3123-2075	090-3123-2075
伊達市	社会福祉課	024-575-1274	024-575-1111	ふくしま基幹相談支援センター (ふくしま障害者虐待防止センター)	024-592-2025	024-592-2025 (留守番電話)
本宮市	社会福祉課	0243-33-1111	同左	福島県あだち地域相談支援センターあだたら (あだち地域基幹相談支援センター)	0243-24-7311	090-3123-2075
桑折町	健康福祉課	024-582-1134	—	ふくしま基幹相談支援センター (ふくしま障害者虐待防止センター)	024-592-2025	024-592-2025 (留守番電話)
国見町	福祉課	024-585-2793	—			024-592-2025 (留守番電話)
川俣町	保健福祉課	024-566-2111	同左			024-592-2025 (留守番電話)
大玉村	健康福祉課	0243-24-8115	0243-48-3131 (宿日直対応)	福島県あだち地域相談センターあだたら (あだち地域基幹相談支援センター)	0243-48-3111	090-3123-2075
郡山市	障がい福祉課	024-924-2381	024-924-2491 (警備室)	郡山市障害者虐待防止センター (郡山市社会福祉協議会内)	024-921-8341	024-921-8341 (市役所警備室 に転送)
	保健所保健・感染症課	024-924-2163				
須賀川市	社会福祉課	0248-88-8112	0248-75-1111 (宿日直対応)	須賀川市障がい者虐待防止センター (すかがわ地方基幹相談支援センター内)	0248-94-7094	同左
田村市	社会福祉課	0247-81-2273	0247-81-1220 (警備室)	田村地方基幹相談支援センター (田村地方障害者虐待防止センター)	0247-61-5056	080-5167-5707
鏡石町	福祉こども課	0248-62-2110	0248-62-2110 (宿直対応)	鏡石町障がい者虐待防止センター (すかがわ地方基幹相談支援センター内)	0248-94-7094	同左
天栄村	住民福祉課	0248-82-2115	同左 (宿日直対応)	天栄村障がい者虐待防止センター (すかがわ地方基幹相談支援センター内)	0248-94-7094	同左
石川町	保健福祉課	0247-26-9123	0247-26-2111 (役場代表)	(窓口は石川町役場保健福祉課のみ)	0247-26-9123	0247-26-2111 (役場代表)
玉川村	健康福祉課	0247-57-4623	080-5220-4623	玉川村虐待防止センター(玉川村健康福祉課内)	0247-57-4623	080-5220-4623
平田村	健康福祉課	0247-55-3119	090-4886-8412	平田村虐待防止センター(平田村健康福祉課内)	0247-55-3119	090-4886-8412
浅川町	保健福祉課	0247-36-4123	090-2272-4123	浅川町障がい者虐待防止センター (浅川町役場保健福祉課内)	0247-36-4123	同左
古殿町	健康福祉課	0247-53-4616	080-8215-3250	古殿町障害者虐待防止センター (古殿町役場健康福祉課内)	0247-53-4616	080-8215-3250
三春町	保健福祉課	0247-62-3166	0247-62-2111	田村地方基幹相談支援センター	0247-61-5056	0247-61-5072
小野町	健康福祉課	0247-72-6934	0247-72-2111	田村地方基幹相談支援センター	0247-61-5056	0247-61-5072
白河市	社会福祉課	0248-22-1111	090-8782-5484	基幹相談支援センターけんなん (しらかわ地域障害者虐待防止センター)	090-8782-5484	同左
西郷村	福祉課	0248-25-1509				
泉崎村	保健福祉課	0248-54-1333				
中島村	保健福祉課	0248-52-2174				
矢吹町	保健福祉課	0248-44-2300				

障がい者虐待防止に関する相談・通報・届出窓口

(令和4年12月1日現在)

市町村				市役所・役場以外の窓口		
市町村名	課名	電話番号		施設名等	電話番号	
		平日	夜間休日		平日	夜間休日
棚倉町	健康福祉課	0247-33-2117	080-8222-1122	東白川障がい者虐待防止センター (東白川基幹相談支援センター内)	080-8222-1122	同左
矢祭町	町民福祉課	0247-46-4573	080-8222-1122			
埴町	健康福祉課	0247-43-2115	080-8222-1122			
鮫川村	住民福祉課	0247-49-3112	080-8222-1122			
会津若松市	障がい者支援課	0242-23-4244	0242-39-1111	会津若松市障がい者総合相談窓口	0242-33-5622	同左
喜多方市	社会福祉課	0241-24-5276	0241-24-5222	喜多方市障がい者総合相談窓口 (喜多方市社会福祉課内)	0241-24-5276	0241-24-5222
北塩原村	住民課	0241-23-3113	同左	(窓口は北塩原村役場住民課のみ)	0241-23-3113	同左
西会津町	福祉介護課	0241-45-2214	同左 (宿日直対応)	(窓口は西会津町役場福祉介護課のみ)	0241-45-2214	同左 (宿日直対応)
磐梯町	町民課	0242-74-1215	0242-74-1211 (宿日直対応)	窓口は磐梯町役場町民課のみ	0242-74-1215	同左
猪苗代町	保健福祉課	0242-62-2115	同左	(窓口は猪苗代町役場保健福祉課のみ)	0242-62-2115	同左
会津坂下町	生活課	0242-84-1522	同左	(窓口は会津坂下町役場生活課社会福祉係のみ)	0242-84-1522	同左
湯川村	住民課	0241-27-8810	—	—	—	—
柳津町	町民課	0241-42-2118	同左	(窓口は柳津町役場町民課のみ)	0241-42-2118	同左
三島町	町民課	0241-48-5565	同左	(窓口是三島町町民課のみ)	0241-48-5565	同左
金山町	保健福祉課	0241-54-5131	同左	窓口は金山町役場保健福祉課のみ	0241-54-5131	同左
昭和村	保健福祉課	0241-57-2645	同左	(窓口は昭和村役場保健福祉課のみ)	0241-57-2645	同左
会津美里町	健康ふくし課	0242-55-1145	0242-55-1122 (日直)	—	—	—
下郷町	健康福祉課	0241-69-1199	—	—	—	—
檜枝岐村	住民課	0241-75-2502	0241-75-2313	(窓口は檜枝岐村役場住民課のみ)	0241-75-2502	0241-75-2313
只見町	保健福祉課	0241-84-7010	—	—	—	—
南会津町	健康福祉課	0241-62-6170	同左	—	—	—
相馬市	健康福祉課	0244-37-2109	0244-37-2195 (日直)	(窓口は相馬市役所健康福祉課のみ)	0244-37-2109	0244-37-2195 (日直)
南相馬市	社会福祉課	0244-24-5241	0244-22-2111 (日直)	(窓口は 南相馬市役所社会福祉課 小高区役所市民総合サービス課 鹿島区役所市民総合サービス課 のみ)	0244-24-5241	0244-22-2111 (日直)
	小高区役所市民総合サービス課	0244-44-6711	—		0244-44-6711	—
	鹿島区役所市民総合サービス課	0244-46-2112	—		0244-46-2113	—

障がい者虐待防止に関する相談・通報・届出窓口

(令和4年12月1日現在)

市町村				市役所・役場以外の窓口		
市町村名	課名	電話番号		施設名等	電話番号	
		平日	夜間休日		平日	夜間休日
広野町	健康福祉課	0240-27-2113	—	(窓口は広野町健康福祉課のみ)	0240-27-2113	—
檜葉町	住民福祉課	0240-23-6102	—	(窓口は檜葉町住民福祉課のみ)	0240-23-6102	—
富岡町	福祉課	0240-22-2111	同左	—	0240-22-2111	0240-22-2111 (日直)
川内村	保健福祉課	0240-38-2941	—	窓口は川内村保健福祉課のみ	0240-38-2941	—
大熊町	保健福祉課	0240-23-7196	同左	(窓口は大熊町役場保健福祉課のみ)	0240-23-7196	同左
双葉町	健康福祉課	0240-33-0131	0240-33-2111 (日直)	(窓口は双葉町役場健康福祉課のみ)	0240-33-0131	0240-33-2111 (日直)
浪江町	介護福祉課	0240-34-0238	0240-34-2111 (日直)	窓口は浪江町役場介護福祉課のみ	0240-34-0238	0240-34-2111 (日直)
葛尾村	住民生活課	0240-29-2112	—	(窓口は葛尾村役場住民生活課のみ)	0240-29-2112	—
新地町	健康福祉課	0244-62-2931	同左	窓口は新地町健康福祉課のみ	0244-62-2931	同左
飯館村	健康福祉課	0244-42-1633	0244-42-1611 (日直)	窓口は飯館村役場健康福祉課のみ	0244-42-1633	0244-42-1611 (日直)
いわき市	障がい福祉課	0246-22-7486	0246-22-1111 (警備員室)	—	—	—
	平地区保健福祉センター	0246-22-7457			—	—
	小名浜地区保健福祉センター	0246-54-2111 (内線:5166)			—	
	勿来・田人地区保健福祉センター	0246-63-2111 (内線:5374)			—	
	常磐・遠野地区保健福祉センター	0246-43-2111 (内線:5574)			—	
	内郷・好間・三和地区保健福祉センター	0246-27-8691			—	
	四倉・久之浜・大久地区保健福祉センター	0246-32-2114			—	
	小川・川前地区保健福祉センター	0246-83-1329			—	

福島県障がい者権利擁護センター	福島県保健福祉部障がい福祉課	024-521-8419
-----------------	----------------	--------------